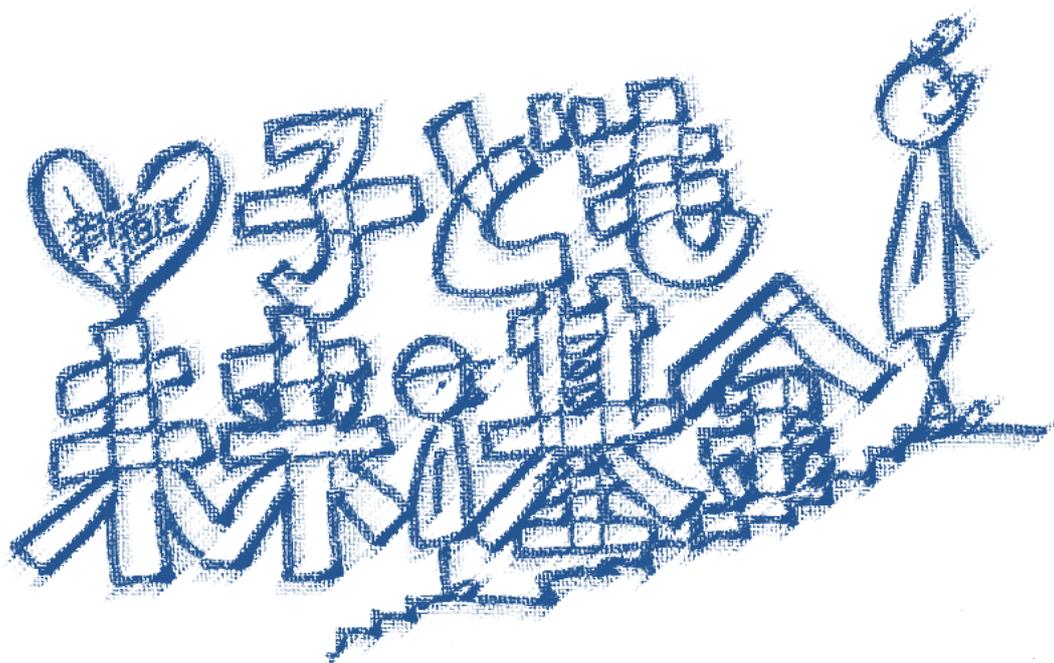


平成28年度

新宿区子ども未来基金

助成活動募集のごあんない



問合せ先：新宿区子ども家庭部子ども家庭課企画係

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1

TEL：03-5273-4261（直通）

FAX：03-5273-3610

E-mail：kodomokatei@city.shinjuku.lg.jp

1 目的

新宿区では、子育て家庭の福祉の向上を図るとともに、子どもたちの生きる力を育むため、「新宿区子ども未来基金」を設置しました。

この基金を活用し、未来を担う子どもの育ちを支援する区民等の自主的な活動に資金を助成することにより、子どもの安心と希望の実現を目指します。

2 助成対象活動

新宿区に居住する子ども（原則として18歳未満）及び子育て家庭を対象とした下記のいずれかに該当する活動とします。

- (1) 「学び」「共食」「体験」の機会、「活動の場」の提供、子どもの情緒や創造性の育成、孤食や育児の孤立化を防止する活動
- (2) 「ひとり親家庭」「生活困窮家庭」など、困難を抱えた子どもや家庭を支援する活動
- (3) 子どもの発育発達や不登校、思春期のこころの問題などを抱える子どもとその保護者を地域でサポートする活動

※申請できるのは1団体1活動です。

※以下の活動は対象となりません。

- ・団体の構成員のための活動
- ・国、都、その他地方公共団体から公的な補助を受けている（予定を含む）もしくは、業務委託として請け負っている活動
- ・特定の政治的活動または宗教的活動に係る活動
- ・営利を目的とする活動

※申請は年度単位となります。

※同一団体が実施する同一の活動に対し、助成金を交付する回数に限度を設ける予定です。また、今年度の助成が決定しても次年度以降の助成をお約束するものではありません。

3 助成対象団体

以下のいずれにも該当する団体とします。

- (1) 活動を実際に行う団体の構成員が5人以上であること。
- (2) 原則として助成を受けようとする活動の実績があること。
- (3) 継続的に活動する意思があること。
- (4) 特定の政治的又は宗教的活動を行う団体でないこと。

4 助成金の額

(1) 上限額

概ね月1回以上の活動が見込まれ、複数年にわたり継続的に行う活動・・・30万円

1回、又は複数回で完結する活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10万円

※回数は年度内の活動回数です。

※千円未満の端数を切り捨てた額とします。

(2) 助成率

助成対象経費の3/4まで

※助成回数（2年目以降）に応じて助成率を見直す予定です。

※区の予算範囲内での助成となります。助成の可否及び金額は「新宿区子ども未来基金審査委員会」で審査のうえ決定します。

※平成28年度予算額 新宿区子ども未来基金助成金 300万円

5 対象期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日までに活動を実施し、同期間に支出した経費を対象とします。

※実績報告の際に、すべての助成対象経費に係る領収書が必要となります。

6 助成対象経費

別表「助成対象経費算定基準」に定めるとおりです。

※経費の積算については見積書を徴取するなどし、精査してください。

7 助成の流れ（別紙「新宿区子ども未来基金助成のながれ」参照）

（1）申請受付期間

平成28年5月25日（水）～6月20日（月）

午前8時30分から午後5時まで ※土・日を除く

（2）相談・申請

申請を希望される場合は必ず事前に相談し、区の説明を受けてください。相談時に活動内容を詳しくお伺いします。相談・申請で来庁される場合は、必ず事前に予約してください。

《相談・申請書提出先》

子ども家庭課企画係（新宿区役所本庁舎2階17番窓口）

※郵送による申請は受け付けません。

（3）提出書類

ア 新宿区子ども未来基金助成金交付申請書（第1号様式）

イ 助成を受けようとする活動の概要

ウ 活動計画書

エ 収入支出予算書

オ 団体の概要、経歴

カ 代表者の履歴書

キ 構成員名簿

ク 会則

（4）審査

下記の審査基準により「新宿区子ども未来基金審査委員会」で一次審査と二次審査を行います。

【審査基準】

ア 区民のニーズを把握し、需要に対応している活動であること。

イ 手法が適切で成果が期待できる活動であること。

ウ 活動の継続性及び発展性が期待できること。

エ 活動計画及びスケジュールが実現可能であること。

オ 活動の資金計画に無理がなく、経費が適切であること。

カ 公益性、公開性及び透明性がある活動であること。

キ 着実な活動ができるよう自立した運営を目指していること。

ク 地域や関係機関等と連携した活動であること。

ケ 活動を着実に実施する体制が整っていること。

コ 参加者の安全及び安心に配慮している活動であること。

<一次審査>

申請書類に基づき一次審査を行います。(6月下旬)

<二次審査(ヒアリング)>

一次審査を通過した団体を対象に二次審査を実施します。

二次審査では、団体代表者等からヒアリングを実施し、助成の可否及び助成金額を決定します。実施日は7月上旬を予定しています。

※一次審査通過団体に、ヒアリングの日程・時間を通知します。

(5) 助成金の交付決定

7月中旬から下旬に助成金交付・不交付を決定し、申請団体に通知します。助成が決定した場合は7月中に入金予定です。

(6) 助成金の返還

次のいずれかに該当すると認められるときは、交付を取り消し、助成金を返還していただきます。

ア 偽りその他不正手段により助成金の交付を受けたとき

イ 助成金をその他の用途に使用したとき

ウ 交付決定の内容、これに付された条件、新宿区子ども未来基金条例施行規則に基づく命令及びその他の法令に違反したとき

(7) 実績報告等

活動評価表、収入支出決算書、活動時写真や活動案内チラシ等の活動記録、帳簿及び領収書等提出の上、活動内容について報告していただきます。

また、助成活動対象経費として認める講師謝礼等の支払先が団体の会員となっていないか等会員名簿等で確認します。

実績報告に係る書類は、事業終了後速やかに提出してください。(事業終了後1か月以内又は平成29年4月10日のいずれか早い方)

なお、確定額が交付決定額より少ない場合は差額を返還していただきます。また、不足が生じた場合の追加交付は行いません。

※助成対象経費の実績に助成率3/4を乗じた額(千円未満切り捨て)が確定額となります。

(8) 事業内容の変更等

次のいずれかに該当するときは、あらかじめ区に連絡し、承認を受けてください。申請時と異なる用途に助成金を使用することはできません。

ア 助成活動に要する経費の区分を変更しようとするとき。

イ 助成活動の内容を変更しようとするとき。

ウ 助成活動を中止し、又は廃止しようとするとき。

(9) その他

助成活動として決定した場合、活動内容を職員が見学させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

8 助成及び活動内容の公表

助成対象活動については、区のホームページ等で助成内容及び活動内容を公表させていただきます。

新宿区子ども未来基金助成のながれ

申請書類提出（6月20日(月)締切）

子ども家庭課企画係にて、申請書類の受付・確認を行います。

一次審査（6月下旬）

新宿区子ども未来基金審査委員会にて、書類提出期限までに提出された申請書類に基づき、一次審査を行います。

一次審査通過・二次審査日程通知（6月下旬）

助成金不交付決定通知（6月下旬）

二次審査（7月上旬）

一次審査通過団体に対しヒアリングをし二次審査を行います。

助成金交付決定通知（7月中旬から下旬）

助成金不交付決定通知（7月中旬から下旬）

助成金の請求（審査委員会で決定した額）

助成金交付（7月下旬頃）

ご指定の口座へ振り込みます。

※平成28年4月1日から平成29年3月31日までに活動を実施し、同期間に支出した経費を助成対象とします。

※助成金交付決定後、活動内容を職員が見学させていただく場合があります。予めご了承ください。

実績報告書類提出

（事業終了後1か月以内又は平成29年4月10日のいずれか早い方）

確定額が交付決定額より少ない場合は差額を返還していただきます。

申請方法

申請を希望される場合は必ず事前に相談し、区の説明を受けてください。相談時に活動内容を詳しくお伺いします。相談・申請で来庁される場合は、必ず事前に予約してください。

※郵送による申請は受け付けません。

新宿区子ども未来基金助成対象経費算定基準

	対象経費の例	対象外経費の例
消耗品費 材料費	活動に必要な文具類等消耗品 食事提供が必要とされる活動の参加者の食材料費（1食あたり350円から実費徴収分を除いた額を限度とする。）	土産・賞品・記念品代・飲食経費
物品費	活動に必須となる物品（「新宿区子ども未来基金審査委員会」で承認された場合に限る。）	団体又は団体に所属する個人に帰属する物品
印刷費	PR用ポスター、チラシ、パンフレット等作成費用 教材・レジュメ等資料の作成に必要なコピー代金	団体機関紙、会報、定期刊行物発行費用等
講師謝礼金	講師等の謝礼（下記「講師謝礼基準額」を上限額とする（1時間単価。所得税・消費税、旅費・交通費を含む。）。）	団体の構成員に支払う謝礼 お礼としての菓子折りや金券類
人件費	活動実施当日に依頼する専門職・ボランティア等にかかる経費	
会場費	活動実施当日に使用する会場及び付帯施設・設備に係る費用	既に減免等されている場合の会場経費 事前打ち合わせのための会場経費 個人宅に係る経費・家賃
保険料	活動の参加者への保険料	コミュニティ活動保障制度の対象となるもの
旅費 交通費	遠隔地で実施する活動に係る交通費、バスの借り上げ料	打合せ等事前準備にかかる交通費 講師に係る交通費は謝礼に含む。
その他経費	その他、活動実施において必要と認められるもの（「新宿区子ども未来基金審査委員会」に諮り決定する。）	団体の運営に必要な管理運営費（打ち合わせ会議等の経費） 光熱水費、電話料金、郵便料 宗教的・政治的要素のある経費（玉串料、慶弔費、見舞金等）

【講師謝礼基準額】

大学教授・著名民間学者・著名文化人等	12,000円
大学准教授・民間専門研究者・小・中・高校校長等	10,500円
高専教授・民間技術者・小・中・高校副校長等	9,000円
高専准教授・講師・小・中・高校教諭等	8,000円
都・他区の講師	4,000円

※活動実績報告時に、上記全ての助成対象経費に係る領収書を確認する。